

小型歩道除雪機を 無償貸与します

本町では、共助による地域除雪の普及・定着を図るため、コミュニティ組織（集落・地区振興協議会等）に対する支援として、小型歩道除雪機の貸与を行っています。

令和3年度についても左記のとおり支援を行います。

支援内容

本町の除雪路線となっていない生活道や通学路、高齢者の家庭等の除雪をボランティアで取り組むコミュニティ組織等に対し、小型歩道除雪機を無償で貸与します。

貸与する除雪機

2台(原則1組織につき1台)

貸与時期 令和3年11月頃
維持管理

申請集落・申請団体



申請期限

令和3年7月30日(金)

午後5時まで

地域整備課必着

審査・決定

本町が申請内容を審査し、貸与組織（集落・団体）を決定します。

貸与を希望される場合は、申請に必要な書類等をお渡ししますので、役場地域整備課までお越しください。

【問合せ先】

役場地域整備課 柴田

☎7514113

鳥取県東部広域行政管理組合 廃棄物等審議会委員の募集

廃棄物の処理及び再利用並びに本組合が設置する公の施設の管理運営に関する基本的事項について審議します。

任期 委嘱の日から2年間

会議の開催 年3回程度

募集条件

鳥取県東部地域在住の20歳以上(令和3年4月1日現在)

で、平日開催の会議に出席できる人

報酬 7千円(出席1回につき)

募集人数 3人程度

募集方法

7月28日(水) 必着で、応募理由を400字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・ファクシミリ・郵送・電子メールのいずれかで問合せ先まで※書類選考のうえ、応募者に選考結果を通知

【問合せ先】

鳥取県東部広域行政管理組合
事務局福祉環境課

(鳥取市鍛冶町18-2)

☎ 085712610532

FAX 085712912759



自筆証書遺言書保管制度

「あなたが作成された遺言書を法務局が保管します」

法務局では、自筆の遺言書を保管するサービスを行っています。

法務局に遺言書を預けていただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。大切な財産をご家族等に確実に託す方法のひとつとして、本制度をご利用ください。



遺言書保管申請の方法については、法務省ホームページをご確認いただくか、鳥取地方法務局供託課まで問合せください。

【問合せ先】

鳥取地方法務局供託課

☎085712212287



▲遺言書保管制度について法務省公式HP